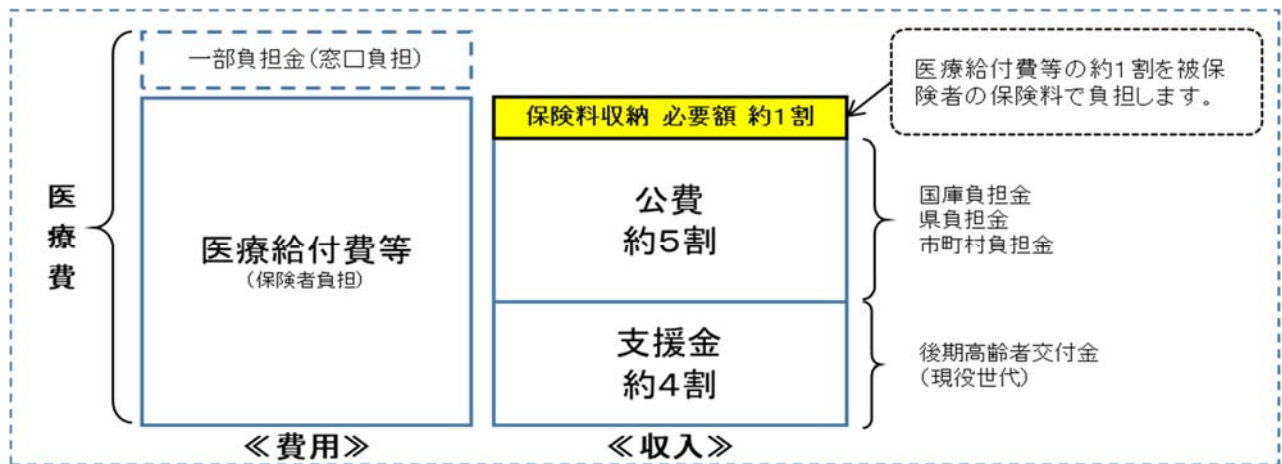


令和2・3年度後期高齢者医療保険料率の改定について

後期高齢者医療保険料については、2年ごとに見直すことになっており、令和2・3年度の保険料率を算定し、令和2年2月議会に提案するものです。

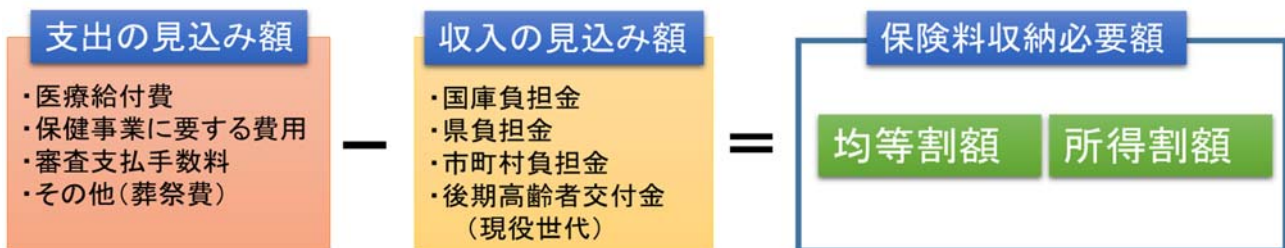
1 保険料の概要

後期高齢者の医療給付費の財源については、約5割を国庫負担金などの公費、約4割を現役世代からの支援金、残りの約1割を被保険者である後期高齢者の保険料とする負担割合となっています。



2 保険料率の算出方法

保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項により、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとされており、2年ごとに見直し（保険料率の改定）を行う必要があります。保険料の内訳は、被保険者全員が等しく負担する**均等割額（応益分）**と、被保険者の所得に応じて負担する**所得割額（応能分）**の合計となります。



保険料率の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
均等割額	38,426 円		38,925 円			39,710 円						
所得割率	7.12%		7.18%			8.07%						
医療給付費 単位：百万円	108,461	124,784	129,293	132,072	134,302	137,723	138,103	141,043	139,640	141,047	140,943	143,158
被保険者数 単位：人	168,481	172,614	177,590	181,552	184,674	186,900	187,309	188,386	189,727	191,038	191,774	192,294

※医療給付費…H20～H30は決算時、R1は当初予算。被保険者数…H20～H30は月末平均、R1は8月1日時点。

○令和2・3年度の保険料率算定にあたってのポイント

- ・医療給付費は、一人当たり医療費が増加傾向にある。
- ・被保険者数は、終戦前後に出生した昭和20～21年生まれが新しい被保険者となるため、減少する見込みである。（なお、令和4年度以降は、いわゆる「団塊の世代」にあたる方が新たに被保険者となるため、被保険者数は急増する見込みである。）
- ・令和4年度以降の被保険者数急増に伴う影響が懸念されるが、保険料率については2年間で均衡がとれるように定めることとされているため、今回の改定ではこの影響を考慮しない。
- ・保険料の均等割軽減制度については、料率改定にあたっては考慮しないこととされている。なお、実際の保険料の賦課にあたっては軽減後の金額で個々の被保険者の保険料が決定される。
- ・なお、被保険者のうち、一定以上の所得の方の窓口負担を2割に引き上げる議論が行われているが、実施は令和4年度以降と見込まれているため、今回の改定では考慮しない。

(1) 支出の見込み額について

$$\text{支出の見込み額} = \text{医療給付費} + \text{保健事業費} + \text{審査支払手数料} + \text{その他(葬祭費)}$$

令和2・3年度の支出の見込み額を下記のとおり試算しました。

支出の見込み額（括弧内は前回算定時の金額）		
医療給付費	約2,857億円 (約2,847億円)	一人当たり医療給付費の伸びを国の通知に基づき、令和2年度を「+0.7%」、令和3年度を「+1.0%」として見込んだ。
保健事業費	約12億円 (約6億円)	令和2年度から実施する介護の一体的実施に係る費用(2カ年度計約4億円)を算入し、健診費用も受診率の向上等により増加する見込みとした(2カ年度計約8億円)。
審査支払手数料	約9億円 (約9億円)	審査支払手数料単価を1レセプト当たり81.03円と見込んだ。
その他(葬祭費)	約12億円 (約12億円)	過去の実績に基づき算出した。
合計	約2,890億円 (約2,874億円)	

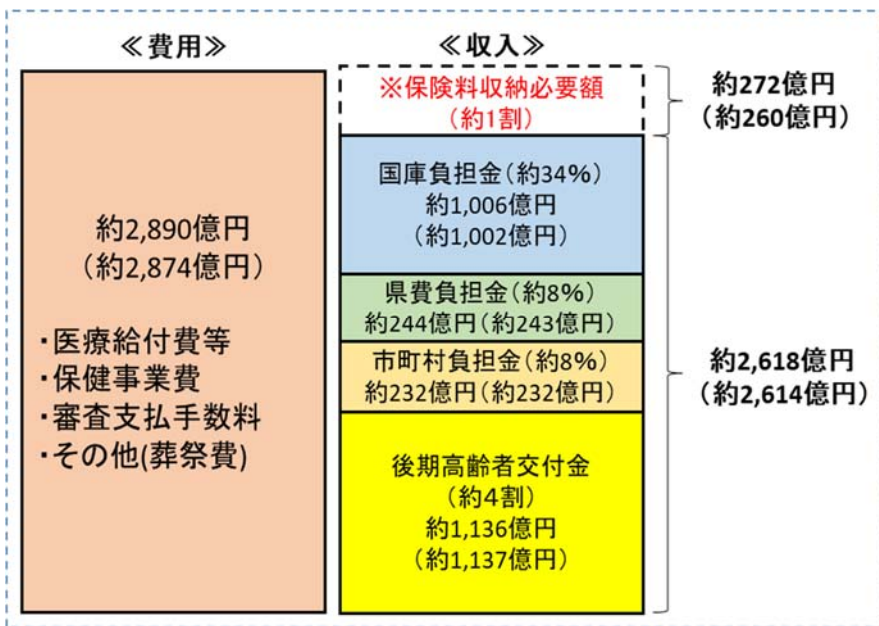
(2) 収入の見込み額について

$$\text{収入の見込み額} = \text{国庫負担金} + \text{県費負担金} + \text{市町村負担金} + \text{後期高齢者交付金(現役世代負担金)}$$

令和2・3年度の収入の見込み額を下記のとおり試算しました。

収入の見込み額（括弧内は前回算定時の金額）				
国庫負担金	約1,006億円 (約1,002億円)	約34%	合計約5割	医療費国庫負担と普通調整交付金にて医療給付費の約4/12を負担。高額医療費国庫負担金も含む。普通調整交付金の調整係数が下がったため、医療給付費支出の伸びと比べて伸びが低い。
県費負担金	約244億円 (約243億円)	約8%		医療給付費の約1/12を負担。高額医療費県負担金も含む。
市町村負担金	約232億円 (約232億円)	約8%		医療給付費の約1/12を負担。
後期高齢者交付金	約1,136億円 (約1,137億円)	約4割		後期高齢者負担率が増加(11.18%→11.41%)したため、交付金額は減少した。
合計	約2,618億円 (約2,614億円)			

(3) 保険料収納必要額について（令和2・3年度の2年間）



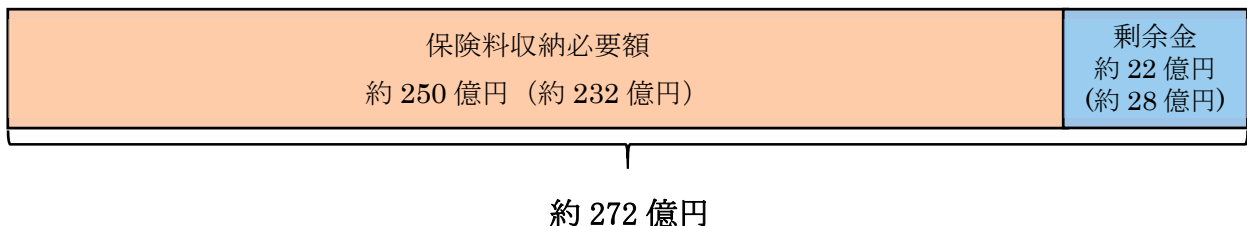
前述の試算より算出された約272億円を保険料として集めなければならないが、令和元年度末の剰余金を収入に計上することにより、被保険者の負担を軽減することができます。

※ 剰余金(財政調整基金)
…一会計年度において収入が支出を上回ったことにより生じた金額を、基金に積み立てたもの。

3 保険料率の試算結果について

次期新保険料率については、本県後期高齢者の所得水準や費用負担の増加要素等を考慮し、可能な限り保険料の増加抑制に努めることが必要です。

そのため、令和元年度末の剰余金すべてを活用し、保険料の増加抑制に努めます。



令和2年度の被保険者数見込みは190,500人、令和3年度においては188,000人と見込んでおり、保険料収納必要額を約250億円として試算した結果が下記のとおりです。

		現 行	案	【参考】 剰余金(財政調整基金)を 活用しない場合
保険料率	均等割	39,710円	43,100円	46,924円
		(現行との比較)	(+3,390円)	(+7,214円)
	所得割	8.07%	8.38%	9.20%
		(現行との比較)	(+0.31%)	(+1.13%)

なお、財政調整基金のほかに県に財政安定化基金(約12億円)があります。これは保険料収納額不足や給付費増による財政不足の場合に県から貸付又は交付を受けることができるものです。特例として保険料の増加抑制にあたり取り崩すこともできますが、今回の改定においては、今後の財政不足へのリスクに備えるため、財政安定化基金からの貸付・交付は受けません。

4 今後のスケジュールについて

令和2・3年度の料率改定について、今後の予定は以下のとおりです。

令和2年1月17日（金）	厚生労働省へ試算結果報告
27日（月）	広域連合長レク ・2月定例会提出議案の説明
29日（水）	運営懇話会 (有識者による会議。会長:中村順子秋田大学大学院教授) ・料率改定について意見を求める
30日（木）	正副連合長会議 ・料率改定を含めた2月定例会提出議案の協議
31日（金）	運営検討委員会(市町村後期高齢担当課長で構成) ・料率改定を含めた2月定例会提出議案の協議
2月21日（金）	2月定例会
4月 上旬	2月定例会で議決された新料率を厚生労働省へ報告